

# 高梁市給食サービス事業



高梁市社会福祉協議会では、在宅サービスの一環として、宅配による食事の提供と安否確認を実施しています。

## 【利用対象者】

調理等が困難で、次のいずれかの条件を満たす方（高齢者とは概ね65歳以上の方、障害者とは身体障害者、知的障害者、精神障害者及び難病患者の方のことです）

- 一人暮らしの高齢者・障害者
- 高齢者・障害者のみの世帯、又はこれに準ずる世帯の高齢者・障害者

## 【配食日】

- ・高梁地域 週4回夕食を配達（月・火・木・金）
- ・宇治地区 週4回夕食を配達（火・水・木・金）
- ・有漢地域 週1回夕食を配達（水）
- ・成羽地域 週3回夕食を配達（月・水・金）
- ・川上地域 週3回昼食又は夕食を配達（月・金は夕食、水は昼食）
- ・備中地域 週1回夕食を配達（木）



※いずれの地域も、祝日、盆（8月14日～16日）、年末年始（12月29日～1月3日）はお休みします。

※お届けする時間は、夕食午後3時から5時までの間、昼食11時から12時の間です。

## 【利用者負担金】

1食300円（食材相当額）

1ヶ月分をまとめて集金させていただきます。（農協、備信、ゆうちょ口座振替可）

## 【申請方法】

給食サービスを希望される方は、担当民生委員又は高梁市社会福祉協議会地域福祉課及び各支所までお問い合わせください。



## 問い合わせ先

社会福祉法人高梁市社会福祉協議会	地域福祉課	電話	22-7243		
有漢支所	電話	57-3218	成羽支所	電話	42-2005
川上支所	電話	48-9770	備中支所	電話	45-3131